Ш

月9

9

留 朱 7 6 福岡市博多区東福岡市中央区高砂-

福岡県公報

令和5年6月9日 第 404 号

(農村森林整備課)2

(企 画 課) ……3

(都市計画課) ……3

(情報政策課) ……3

(都市計画課) ……6

(こども福祉課) ……6

(こども福祉課) ……6

(中小企業振興課) ……4

(中小企業振興課) ……5

目 次

告 示 (第416号)

○鳥獣保護区特別保護地区の指定の案の縦覧 (自然環境課) …………1

公 告

○県営土地改良事業の換地処分

○落札者等の公示

○開発行為に関する工事の完了

○落札者等の公示

○大規模小売店舗の新設の届出

○大規模小売店舗の新設の届出

○開発行為に関する工事の完了

○意見募集の結果の公示

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集

監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表

(監査委員事務局監査第一課) ………7

○監査結果の報告に係る措置の公表

(監査委員事務局監査第一課) ………10

○包括外部監査事務を補助する者の氏名、住所及び包括外部監査人の

示

監査の事務を補助できる期間

(監査委員事務局総務課) ………13

公安委員会

○技能検定員審査の実施

(警察本部運転免許試験課) ………13

告

福岡県告示第416号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条 第1項の規定に基づき特別保護地区を指定しようとするので、同条第4項において準用 する同法第28条第4項の規定により次のとおり公告する。

なお、同法第29条第4項において準用する同法第28条第5項の規定により、当該区域 に係る住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、福岡県知事に当該指 針の案についての意見書を提出することができる。

令和5年6月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区
- (1) 特別保護地区の名称 五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 特別保護地区の区域

那珂川市に所在する国有林福岡森林計画区95林班(林道堀切線から東側の部分を 除く。)

(3) 特別保護地区の存続期間

令和5年11月15日から令和15年11月14日まで

- (4) 特別保護地区の保護に関する指針の案
- ア 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

五ヶ山鳥獣保護区は、那珂川市南部と佐賀県との県境に位置し、脊振山系の一部としてその全域が脊振雷山県立自然公園となっている。那珂川を谷底として周囲を山岳に囲まれ、広葉樹等の豊かな植生に恵まれており、野生鳥獣の生息に適し、特に鳥類の種類及び生息数が多い。また、大陸と日本及び日本列島を移動する鳥類の渡りの中継地ともなっている。

特に当該鳥獣保護区の中でも、北部はアカマツ二次林やシイ・カシ二次林などの植生がモザイク状に見られる。これらの植生が小型鳥類のエサ場を提供するため、多くの鳥類が生息、繁殖している。また、サシバ(福岡県準絶滅危惧)、アオバズク(福岡県絶滅危惧 II 類)などの生態系ピラミッドの頂点に位置する猛禽

類も生息しており、豊かな生態系が維持されている。

このため、当該区域は、五ヶ山鳥獣保護区内でも特に重要な地域であると認められることから、引き続き特別保護地区に指定し、鳥獣の生息地の保護を図るものである。

- ウ 管理方針
- (ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (5) (1)から(4)までに掲げる事項の縦覧場所

福岡県環境部自然環境課

福岡県筑紫保健福祉環境事務所地域環境課

(6) 縦覧期間

令和5年6月9日から同月22日まで

- 2 英彦山鳥獣保護区特別保護地区
- (1) 特別保護地区の名称

英彦山鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

田川郡添田町大字英彦山字英彦山1、字樋ノ口5、字智室6の1から6の4まで、7の2、8から10まで、字二ノ御岳26の3、26の5から26の7まで、字鷹巣原32の2、32の4及び字一ノ岳36並びに田川郡添田町に所在する国有林遠賀川森林計画区3068林班及び3070林班の区域一円

(3) 特別保護地区の存続期間令和5年11月15日から令和15年11月14日まで

- (4) 特別保護地区の保護に関する指針の案
 - ア 特別保護地区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
 - イ 特別保護地区の指定目的

英彦山鳥獣保護区は、福岡県の東部にあって、大分県との県境の山域に位置し、東部及び南部を山岳が連なり、浸食された集塊岩質安山岩による複雑な地形のため、様々な植生が見られる。山麓部には、シイ・カシ等の照葉樹を主とする自

然林が広がり、一部にはヤマザクラ・コナラ等の夏緑樹も見られるのに対し、標高800m以上の地域は、主としてブナ・ミズナラ等の夏緑樹林となっており、一部にはモミ・ツガ等の針葉樹林も見られる。また、英彦山、障子ヶ岳の岩上にはヒノキ自然林が点在している。このような自然性の高い様々な植生がモザイク状に分布しているため、クマタカ(福岡県絶滅危惧 I B類)、コノハズク(福岡県絶滅危惧 I A類)をはじめ、多様な鳥獣が生息している。

特に当該鳥獣保護区の中でも、英彦山には、ブナやシオジの原生林が残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として、重要な区域となっている。また、標高1,200mの英彦山は、大陸と日本又は日本列島を移動する鳥類の渡りの中継地ともなっている。さらに、福岡県レッドデータブック2011では、コノハズク及びコマドリ(福岡県絶滅危惧 I A類)については、英彦山が県内唯一の繁殖地とされている。

このため、当該区域は、英彦山鳥獣保護区内でも特に重要な地域であると認められることから、引き続き特別保護地区に指定し、鳥獣の生息地の保護を図るものである。

ウ 管理方針

- (ア) 鳥獣の牛鳥状況調査を诵じて、区域内の鳥獣の牛鳥状況の把握に努める。
- (イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。
- (ウ) 全域が耶馬日田英彦山国定公園に指定されていることから、関係機関とも連携を図りながら、適正な保全を図るものとする。
- (5) (1)から(4)までに掲げる事項の縦覧場所

福岡県環境部自然環境課

福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所地域環境課

(6) 縦覧期間

令和5年6月9日から同月22日まで



公告

Ø

令和5年6月9

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和5年6月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

換地処分をした地域	換地処分年月日
うきは市浮羽町	令和5年5月29日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年6月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 工事名

国道322号嘉麻バイパス大隈トンネル工事

2 工事場所

嘉麻市牛隈~大隈町

3 工事概要

トンネルエ (NATM) N=1式

工事長 L=633m

トンネル延長 L=613m

幅員 W=10.25m

標準内空断面 A = 60.9m

- 4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称

福岡県飯塚県土整備事務所

(2) 所在地

飯塚市新立岩8番1号

5 落札者を決定した日

令和5年4月4日

- 6 落札者の氏名等
- (1) 氏名

東急・サカヒラ・九特特定建設工事共同企業体

(2) 代表者

東急建設株式会社九州支店

(3) 代表者住所

福岡市博多区祇園町2番1号

7 落札金額(消費税及び地方消費税を含む。)

2.519.082.500円

- 8 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入机
- 9 入札公告日

令和4年12月9日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和5年6月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市東郷字古ノ崎172番1、173番1及び173番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

遠賀郡岡垣町大字手野401番地の1

社会福祉法人岡垣睦福祉会

理事長 木戸 將人

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

C

令和5年6月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称 福岡県電子調達システム運用保守業務委託

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 福岡県企画·地域振興部情報政策課
- (2) 所在地 福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和5年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名 東芝デジタルソリューションズ株式会社九州支社
- (2) 住所 福岡市中央区長浜二丁目4番1号
- 5 契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。) 38,319,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約を行った理由 政府調達に関する協定第13条1(b)及び(c)に該当

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模 小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月9日

1 届出年月日

令和5年5月24日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 (仮称) ラ・ムーみやま店
- (2) 所在地 みやま市瀬高町大江字一本木2348-1、他5筆
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏 名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

福岡県知事 服部 誠太郎

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名	召又は名称			住所
川辺株式会社	代表取締役	川邊	義隆	福岡市博多区東光二丁目16番23号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名	呂又は名称	住所		
マミーズ株式会社	代表取締役	大賀	昭司	柳川市筑紫町334番地16

- 4 大規模小売店舗を新設する日 令和6年1月25日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1.910.06平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
敷地北側	77

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
店舗建物北側	55

뻮

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
店舗建物東側	84.5

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
店舗建物内南東側	9.10

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻	
マミーズ株式会社	24年	寺間	

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯 24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	敷地北側 敷地西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時00分から午後11時00分

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模 小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年5月22日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 ドラッグストアモリ飯塚秋松店
- (2) 所在地 飯塚市秋松字鯉篭15番1外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏 名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名	名称			住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役	森	竜馬	朝倉市一木1148番地の1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は	 名称			住所
株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役	森	竜馬	朝倉市一木1148番地の1

- 4 大規模小売店舗を新設する日 令和6年1月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1.482平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物敷地内	52

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物南側	5
建物敷地西側	12

合計 17

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物西側	50

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物西側	7.51

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻				
株式会社ドラッグストアモリ	24時間]営業				

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯 24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2 箇所	建物敷地南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時00分から午後11時00分

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和5年6月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 那珂川市大字安徳字風早870番35及び870番51
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 長崎県対馬市厳原町久田道1614番地 河合 倓子

公告

福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部改正案について、令和5年4月25日から令和5年5月25日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたが、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知)を踏まえ、当該一部改正案を見直す必要が生じたことから、別の案で改めて意見公募手続を実施することとしました。

令和5年6月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

福祉労働部こども福祉課こども福祉係

電話:092-643-3256

メールアドレス: kodomofukushi@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和5年6月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 意見募集期間
 - 令和5年6月9日から令和5年7月10日まで
- 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (https://www.pref.fukuoka.lg.jp/) に

掲載するほか、福岡県福祉労働部こども福祉課に備え置きます。

監査委員

監査公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査の結果(令和4年11月14日4監総第424号)に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年6月9日

福岡県監査委員 塩川正一

同世利洋介

同 森 行 一

福岡県監査委員職務執行者 大島道人

福岡県公

В 6

令和5年6月

_

 ∞

第 404 号

5 行経第498号 令和5年5月19日

 $\equiv \mathbb{R}$ 福岡県監査委員 同 同 福岡県監査委員職務執行者

殿殿殿殿 $1 \Leftarrow 1 \prec$ 正洋行道 塩世森大

重

誠太郎 服部 福岡県知事

監査の結果に係る措置について(通知)

令和4年11月14日4監総第424号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について 通知します。

밅

注意事項

	銭関の 監査の結果 講じた措置の内容	部局名	雑入(行政代執行に係る徴収 本件の収入未済は、産業廃棄物	会)の収入未済額が、前年度に 処理業者の不適正処理により生じ	比べて331,730円減少している た生活環境保全上の支障のおそれ	ものの、依然として多額である除去するために実施した行政代	る。	行政代執行事案が新たに発生し	ないよう、不適正処理の未然防	山、早期是正を図るため、保健福	祉環境事務所とともに監視指導課	職員も立入検査を行う機会を設け	るなど産業廃棄物処理に対する監	視指導体制を強化した。	また、継続的に滞納者の財産調	査を実施し、新たに判明した財産	の差押えや一括納付が困難な滞納	者からの一部納付等により、収入	未済縮減に努めている。
壮尼争垻	対象機関の	属する部局名	環境部																

6

に、領収証紙を取り扱う係員及び 引き続き以下の取組を行 会や、入居後に配付する県営住宅 だよりを通じて、口座振替制度の 周知を行い、その積極的活用を促 促を実施するとともに、滞納者の ・担当者、係長及び出納員は消印 証紙日計表の決裁時に領収証紙納 付書のすべてについて消印の確認 ・日計表の決裁について、新たに 収入事務担当の係長を確認者とし ・入居者に対しては、家賃の滞納 加え、夜間の電話や訪問による督 事情に応じて分割納付を認め、滞 ・退去した滞納者の家賃回収につ いては、業務を委託している弁護 トに再発防止策を明記するととも て追加し、チェック体制の強化を 住宅管理使用料の債権回収につ を未然に防止するため、入居説明 ・家賃滞納者に対しては、文書に 以下の取組を徹底するよう指導し 所属長は、関係職員に対して、 士法人の履行状況の把握を徹底 ・内部統制に係るリスク対応シ 係長に対して、会議を開催し、 い、収入未済額の減少を図る。 回の誤りを周知徹底する。 納家賃の徴収に取り組む。 し、回収強化に取り組む。 いては、 進する。 が、前年度に比べて11,486,748 当該納付書の紙面と彩紋にかり 領収証紙により徴収した開発 行為許可申請手数料及び開発登 て消印すべきところ、これが漏 住宅管理使用料の収入未済額 録簿写し交付手数料について、 円増加している。 れていた。 建築都市部

監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査の結果(令和4年11月14日4監総第424号)に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年6月9日

福岡県監査委員 塩川正一

同世利洋介

同 森 行 一

福岡県監査委員職務執行者 大島道人

 \Box

1 = 卓 0 令和5年5月 $^{\circ}$ 5 教財第1

> 殿 殿 殿 殿 三 栗 祻 福岡県監査委員

111

洪 世森大

行 道

岨 福岡県監査委員職務執行者 福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について(通知)

令和4年11月14日4監総第424号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、 別紙のとおり、通知します。 別紙

注意事項

講じた措置の内容	地域改善奨学資金貸付金償還金の債権回収に	臣	てきており、収入未済額が減少してき、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	いることから、引続き以下の取組を行うことと	する。	・ 奨学金相談員及び課職員による、滞納者へ	の戸別訪問を実施し、個々に応じた返還計画	の提案や指導及び免除・猶予制度の周知徹底	を行うとともに、訪問時不在だった者に対し	ては、電話督促を実施するなど、返還の再開	及び継続的な返還が行われるよう督促を行	っている。	・ 奨学金返還督促強調月間を設定し、8月と	翌年2月には、担当者だけではなく、担当者が	所属する係全員で電話督促を行っている。ま	た、これまで日中の戸別訪問で面接が出来な	かった滞納者を中心に、訪問時間帯を夕方・	夜間へ変更した戸別訪問を行っている。	• 長期滞納者に対しては、債務承認書を送付	し、戸別訪問による回収を行うとともに、返	還の督促及び返還計画の提案を行っている。	・ 県外に居住している高額滞納者に対して	は、重点的に職員による日中の戸別訪問を実	施したいる。	令和4年度は令和2、3年度と同様に、新型	コロナウイルス感染症の影響により、戸別訪	間を行えない期間があったため、その期間に	ついては電話督促を集中的に行った。	今後も、より効果的な取組を検討するなど、収	入未済の解消に向け債権の回収に努めることと	する。
監査の結果	地域改善奨学資金貸	還金の収入未	展に比べまだ。	53,306,227 円減少して	いるものの、依然として	多額である。																									
対象機関の属する部局名		教育庁	教育振興部																												

価

監査告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年6月9日

福岡県監査委員

塩川正一

同

世利洋介

百

森 行一

福岡県監査委員職務執行者

大 島 道 人

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

芳郎 芳郎

福岡県福岡市早良区昭代三丁目4番32号

外山 啓太

熊本県熊本市中央区帯山一丁目9番1号

鈴木 聡

福岡県福岡市南区皿山四丁目14番40号

水城 實司

福岡県福岡市城南区東油山一丁目25番5号

塩塚 正康

福岡県久留米市花畑一丁目20番1 サンリヤン花畑駅南501号

山口 真彦

福岡県大野城市上大利一丁目1番22 大野城住宅902号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 令和5年6月9日から令和6年3月31日まで

公安委員会

福岡県公安委員会告示第139号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定により、次のように公示する。

令和5年6月9日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く

0

3 審査の方法

規則第4条第1項又は同条第2項に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場	所	審査種別
令和5年7月10日 (月日 午前9時00分から午後: 分まで		番27号	天神4丁目4	
令和5年7月11日 (火車 午前9時00分から午後: 分まで	翟日)	ベストアメニ	ティ天神ビル 動車学校協会	
令和5年7月18日(火 午前9時00分から午後 分まで		北九州市小倉 番地の5 西港自動車学	北区西港町15	大型、中型、準中型、大型特殊、牽引、大型第二種及び中型第二種免許
令和5年7月19日(水町午前9時00分から午後かまで			松原1丁目14	普通免許及び普通第二種 免許
令和5年7月20日(木町午前9時00分から午後かまで		福岡市城南区番26号福岡県自動車	田島6丁目12 学校	大型二輪及び普通二輪免 許

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3センチメートル、横24センチメートルの写真を貼付したもの)
- 審査自動車を運転することができる運転免許証(仮運転免許証を除く。)両 面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料(福岡県領収証紙によること。)

審査に係る運転免許の種類

審查手数料

大型免許、中型免許及び準中型免許	23,400円
普通免許	19,500円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	14,700円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	21,500円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は 、これを証明する書面
 - ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。 郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84 円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
 - ※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は 行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

- ※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。
- (2) 受付期間
 - ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和5年6月30日(金曜日)まで(福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)に規定する県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
 - イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和5年6月29日(木曜日)までの消印があるものを有効とする。

6 その他

- (1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証(仮運転免許証を除く。)を携帯しておくこと。
- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続等の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連 絡 先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所 在 地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892